

議案第11号

朝来市水道事業給水条例等の一部を改正する条例制定について
朝来市水道事業給水条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月29日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）による改正水道法及び民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）が、それぞれ令和6年4月1日、令和5年4月1日から施行され、国における水道整備・管理行政の権限が異動し、及びライフライン設備設置等の際に利害関係者から徴する書類に係る規定が整備されたため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(朝来市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 朝来市水道事業給水条例(平成17年朝来市条例第219号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改め、同条第2項中「同意書等」を「同意書又は民法(明治29年法律第89号)第213条の2第3項の規定による通知をした旨の誓約書」に改める。

第28条第2項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第34条第1項第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(朝来市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正)

第2条 朝来市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例(平成25年朝来市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

(朝来市下水道条例の一部改正)

第3条 朝来市下水道条例(平成17年朝来市条例第224号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「同意書を提出しなければならない」を「同意書又は民法(明治29年法律第89号)第213条の2第3項の規定による通知をした旨の誓約書の提出を求めることができる」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第11号資料

朝来市水道事業給水条例新旧対照表（第1条関係）

現 行	改 正 案
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)<u>第16条の2第3項の厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしようとする者は、あらかじめ公営企業管理者(以下「管理者」という。)に申込書を提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の申込みがあった場合において、管理者が必要があると認めるときは、当該工事に関する利害関係人の<u>同意書等</u>の提出を求めることができる。</p> <p>3、4 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施工した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p>第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設し、改造し、修繕(法第</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)<u>第16条の2第3項の国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしようとする者は、あらかじめ公営企業管理者(以下「管理者」という。)に申込書を提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の申込みがあった場合において、管理者が必要があると認めるときは、当該工事に関する利害関係人の<u>同意書又は民法(明治29年法律第89号)第213条の2第3項の規定による通知をした旨の誓約書</u>の提出を求めることができる。</p> <p>3、4 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施工した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p>第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設し、改造し、修繕(法第</p>

<p>16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)し、又は撤去した者</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)し、又は撤去した者</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	---

朝来市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例新旧対照表（第2条関係）

現 行	改 正 案
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p> <p>2 (略)</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p> <p>2 (略)</p>

朝来市下水道条例新旧対照表（第3条関係）

現 行	改 正 案
<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の工事の実施に関し、法第11条に該当する工事である場合は、あらかじめ利害関係人の<u>同意書を提出しなければならない。</u></p>	<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の工事の実施に関し、法第11条に該当する工事である場合は、あらかじめ利害関係人の<u>同意書又は民法（明治29年法律第89号）第213条の2第3項の規定による通知をした旨の誓約書の提出を求めることができる。</u></p>